

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十号

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則（平成二十五年三月奈良県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第七号中「（その金額が二百万円未満の場合に限る。）」を削る。

第二十九条第三項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」、「又は第三項」及び「又は第四項」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に特定非営利活動促進法施行条例及び奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年三月奈良県条例第四十三号）による改正前の奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十五年三月奈良県条例第六十九号。以下「旧条例」という。）第 二条第一号の指定を受けている特定非営利活動法人による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係るこの規則による改正前の奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則第二十九条第三項の規定による旧条例第十二条第四項の書類の写しの知事への提出については、なお従前の例による。